

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第115号 平成22(2010)年3月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号・前々号に引き続き、安本美典著の古田批判書について論評を掲載します。

安本美典著『邪馬一国はなかった』を 読んで その1

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

古田武彦氏の三部作『「邪馬台国」はなかった』『失われた九州王朝』『盗まれた神話』が、ふりがな付きで再版されると聞きました。最近古田武彦氏の新しい考えが先へ先へと早く進行していくので、私にはそれらの新しい情報や仮説が消化できないままに、追いかけるのが精一杯です。そして新しいところにばかり目をやると兎角基本を忘れがちになります。そこで、私は三部作の再版を機会に古田史学の原点に戻って、その基本認識を再確認しようと思いました。

安本美典氏はその著書の中で古田武彦氏の基本的な主張に対して批判していますので、これを取り上げて再批判することにより、古田説の基本認識をあらためて確認しようと思い、これまで、安本著の『古代九州王朝はなかった』をアンチ古田説として、その内容について批判してきました。

古田武彦氏が主張されている内容について、私の記憶が一部曖昧であったり、見落としていたところも多々あるので、今回と次回において、同じく安本美典著の『邪馬一国はなかった』*1の内容を批判することにより、古田説の主張をしっかりと確認していこうと思います。

2 安本氏の「簡単な反例」は理解不足の結果

前回の『古代九州王朝はなかった』に引き続き、安本美典著『邪馬一国はなかった』（昭和63年9月15日、新人物往来社）から、安本氏の主張である“「壹」は「臺」の錯誤である”についてコメントします。

『邪馬一国はなかった』は『古代九州王朝はなかった』の前に発行された安本氏の著書で、もちろん本のタイトルは古田武彦著の『「邪馬台国」はなかった』のパロディですが、この本でも『古代九州王朝はなかった』に記載された内容とよく似た主張が繰り返されています。

これまでの通説は、『三國志』の版本には「邪馬壹国」とあるものの、『後漢書』『梁書』『北史』『隋書』『太平御覧』の版本等には「邪馬臺国」とあることから、これは「壹」と「臺」の字形が似ているので、「邪馬壹国」は「邪馬臺国」の誤記や誤写であるとされてきました。これに対し古田武彦氏は金石文の「壹」と「臺」では

*1 『「邪馬壹国」はなかったー古田武彦説の崩壊ー』（安本美典著、1980年、新人物往来社）の加筆・改題版

その筆跡は似ていないとの調査結果とともに、『三國志』版本の「壹」と「臺」を精査し、誤記と認定されるものはないことを明らかにしました。

ところが、さらに安本氏は、古田説を批判し、その著書「邪馬一國はなかった」の71ページから74ページにわたり、「古田氏の調査の結果は、そのような結論の根拠となりうるであろうか」として、「簡単な反例」という小見出しを設けて、次のように示されます。

簡単な反例

まず、古田氏じしん『「邪馬台国」はなかった』のなかで、金石文の蒐集しゅうしゅうによる「壹」と「臺」との字形の調査は、「きめ手」にはならないとのべられておられる。「似ている」「似ていない」の判断には、あるていど、主観がともなうのは、やむをえないであろう。

それにたいし、古田氏は、「壹」と「臺」との誤謬率0ごびりゅうりつゼロという統計的調査は、「壹」にしたがうべきだとする議論の根拠になると考えておられるようである。(中略)

まず簡単な例をあげてみよう。

古田氏は榎一雄の批判『「邪馬台国はなかった」か』(『読売新聞』昭和四十八年六月十二日号)に反論された文章(『邪馬壹国の論理』九六ページ)の中で、古田氏の著書『「邪馬台国」はなかった』の一〇四ページの表の中の「建安に送って、船を作らしむ(呉志三)」の、「呉志三」は、「呉志八」の誤記であることをのべておられる。そして、それを、「単純な誤記・誤植類」としておられる。すなわち、厳正を標榜される古田武彦氏でさえ、「誤記」の魔の手をのがれられないようである。

安本氏は古田氏が誤記は絶対起こらないと主張していると思ひこんでいないのでしょうか。私は文献の中には往々にして「単純な誤記・誤植類」が生ずることは否定しません。また古田氏も「単純な誤記・誤植類」があることを否定していません。本の編集や発行に関わるどんな優秀な専門家であっても、所詮は人間ですから勘違いや間違いはあるでしょう。これらの誤記・

誤植が生まれることについては、ここで安本氏が強調するまでもないでしょう。

安本氏は、古田氏の考えについて、前回紹介した『古代九州王朝はなかった』につづいて、この著書でもやはり勘違いをされているように思います。誤記は絶対起こらないと古田氏が主張していることはありません。

さて、まず始めに、古田氏が金石文の「壹」と「臺」の筆跡を調べその筆跡が似ていないことを確認しても決め手にならないと言及したことについては、それは一般論だから決定打にはならないという意味で述べておられるのです。具体論ではないので、『三國志』における「邪馬壹国」が「邪馬臺国」の誤記や誤写ではないという決め手にはなりません。

ただ、これまでの歴史学者の間では「壹」と「臺」が似ているかどうかについて、あまり検証されないまま、一般論として現代の文字では「壹」と「臺」が「似ているから」という理由を根拠にして、「邪馬壹国」は間違いで「邪馬臺国」が正しいとされてきたのが通説です。これに対して、金石文の「壹」と「臺」の筆跡調査で似ていないと確認されたことは、たいへん有意義な反証になると思います。

しかしながら、やはり、これだけでは反証の根拠として不足しているとも思います。具体的に『三國志』版本でどうであったかが決め手だからです。古田氏も私と同様の考えで、『三國志』版本の「壹」と「臺」を精査されました。そして『三國志』版本で誤記と認定されるものがないことを明らかにされました。これは統計的に「誤謬率0」として差し支えないと思います。「誤謬率0」とは、「不正解の割合が0パーセント」を意味します。「正解」とは「壹と臺の誤記がないこと」であり「不正解」とは「壹と臺の誤記があること」です。したがって、「壹」と「臺」の誤記がないから、「誤謬率0」と古田氏が述べるのは至極当然のことでしょう。

こうしたことに対して、この著書において安本氏が「簡単な反例」をあげています。私は、安本氏が「簡単な反例」というからには、『三國志』の中で「壹」と「臺」が明らかに混同されている例があることをあげられているのかと期

待したところですが、安本氏があげられた例は『三國志』とは、まったく関係のない誤記・誤植の一般論の例ばかりです。誤記・誤植が一定の確率で起こることは常識ですので、一般論を述べられても、これでは『三國志』における具体的な反例とはなりません。読者としては拍子抜けです。

しかも一般論であげられた例がはなはだ悪いと思います。

安本氏は、古田氏が自ら「(呉志三)が(呉志八)の誤記である」と示しているものを例として挙げられているのです。古田氏が引用文献の「(呉志三)が(呉志八)の誤記ではない」と主張して譲らないのであれば、その反証の例として挙げることもわからないではないのですが、この例では古田氏は安本氏と同一の考えなので、例としては全く妥当ではありません。

単なる皮肉にしかありません。

安本氏の反論は、古田氏の主張に真正面から反証するのではなく、一般論を述べるにとどまっております期待外れです。がっぷり四つで真正面から反証した方が読者としてはおもしろいですし議論が深まります。著書のタイトルを古田氏の『「邪馬台国」はなかった』のパロディにしたくらいですから、もっと、本質的な論議を展開してほしいと願うのは私ばかりではないでしょう。

3 「母集団と標本」そして「帰無仮説」

続いて、この著書の77ページから87ページにかけて、古田氏の『三國志』版本における「壹」と「臺」についての精査に関して、安本氏は「母集団と標本」と「帰無仮説」の二つの観点から述べられています。

まず『三國志』の「壹」と「臺」について「母集団」と考えるのか「標本」と考えるのかという疑問を投げかけ、安本氏は、陳寿が書いた全ての文献の「壹」と「臺」が「母集団」であるとして、古田氏が精査した『三國志』版本の全ての「壹」と「臺」について“これは「標本」と考えるべきであるように思われる”とされます。そして“古田氏は、なにを「標本」と考え、なにを「母集団」と考えて推論をおこなっているのかを明示していただきたい”とされます。

私は古田氏が行った調査の対象については、「母集団」であるか「標本」なのか、考えるまでもないと思います。古田氏が調査した対象は、『三國志』の「壹」と「臺」の全てですから全数調査であって実証です。一部のサンプリングではありません。あえていうのであれば「母集団」に該当するのでしょうか。

ここでは『三國志』のことを問うているのに、安本氏は『三國志』以外の陳寿が書いた他の文献も対象にせよと主張されており、筋が違っていると思います。

安本氏がこの著書の中で説明されるまでもなく、全てのデータが「母集団」で、そこからサンプリングしたものが「標本」であることは一般常識でしょう。古田氏が行った調査の対象は『三國志』版本の「全て」ですから「標本」でないことは明らかです。

また、安本氏は「標本」と「母集団」は別であり、「標本」と「母集団」には当然差が存在するので、「標本」が全て正しいからと言って「母集団」が必ずしも全て正しいものばかりとは限らないということを言わんとしていますが、これまた言われるまでもなく一般に理解されていることです。「全数」ですから、安本氏が考えるような「標本」であろうはずがありません。

なお、安本氏は「壹」と「臺」に関係がないまったく見当外れの例、たとえば、日本人の読み書き能力の調査、工場の品質検査、動物の中毒症状、白い玉と黒い玉を箱から取り出す場合の例や十円玉の裏表の確率など数多くの一般例を挙げておられます。読者にわかりやすいように「母集団」と「標本」の説明をされているとは思いますが、『三國志』の「壹」と「臺」には直接関連がないので、一般論の例を数多くあげてもあまり意味がないように思います。

さて、次に「帰無仮説」についてですが、安本氏は“いまの問題のばあい、母集団の性質についてたてられる「帰無仮説」は、『壹』の字は、臺の誤記ではない”ということである。すなわち、『壹』と『臺』との母集団における誤謬率=0”というのが、「帰無仮説」であるとされます。

「帰無仮説」とは、ある仮説が正しいかどうか

かを判断するために立てられる仮説で、作業仮説を否定する仮説を「帰無仮説」といいます。

古田氏は実証主義であり、その作業仮説は、全ての「壹」と「臺」の検証の結果により立てられたものです。ところが「帰無仮説」は、検証はできないが反証できるという仮説です。つまり、例外があるから、作業仮説は成り立たないという否定の論理で使われる仮説です。

したがって、古田氏の説の場合は、作業仮説であって「帰無仮説」ではありません。安本氏がこの古田説を「帰無仮説」と決めつけるのは適切ではなく、見当外れです。

たとえば『三國志』版本は全て「邪馬壹国」と記載されている」という「全称命題」を実証するためには、『三國志』版本の全ての「邪馬壹国」を調査して、全部が「邪馬壹国」であることを示さなければなりません。一般的には「母集団」が大きいと全てを調べることは難しく、「母集団」の一部をサンプリングして作業仮説をたてます。このような一部のサンプリングによって唱える仮説の場合に対しては「帰無仮説」をたてることができるかもしれません。この場合の「帰無仮説」は、『三國志』版本では、全てが「邪馬壹国」と記載されているとはいえない」です。

ところが、古田氏の場合は全てを精査しています。ですから「帰無仮説」という考え方そのものが成り立ちません。

「標本」の数が大きくなればなるほど、「母集団」の正確な情報が得られますので、「帰無仮説」は棄却されやすくなります。「帰無仮説」が棄却されて始めて研究者の意図である対立仮説が支持されるわけで、この意味で「帰無仮説」は、文字どおり無に帰される仮説です。

もし、古田氏が『三國志』の中から「壹」と「臺」の一部だけをサンプリングしただけで、『三國志』版本では全て「邪馬壹国」であると主張されているのであれば、例外があるかもしれないので「帰無仮説」を立て反証できる可能性はあります。しかし、古田氏の作業仮説は『三國志』版本にある全ての「壹」と「臺」を調べて実証していますから「帰無仮説」の成立の余地がありません。

安本氏は実証と統計手法を混乱しているように思います。「帰無仮説」はあくまで統計的検定の場合に当てはまるものです。しかしこの調査はサンプリングではなく全数調査なのです。安本氏が、この古田氏の仮説に反証するには、『三國志』版本の中から1カ所でもいいから「邪馬臺国」を見つければ、古田氏の仮説は正しくないと証明できるでしょう。しかし、安本氏からは一般論の例が示されるのみで、そうした指摘はありません。つまり安本氏は“『三國志』版本では「邪馬臺国」”に対する反証ができないのです。

私は、新しい仮説は往々にして古い仮説を否定する中から生まれてくると 생각합니다。通説は『三國志』の「邪馬壹国」は「邪馬臺国」の間違いである」とされてきました。これに対し、古田氏は『三國志』には「邪馬壹国」とあった」と主張されました。それは文献に忠実である結果なのです。全ての『三國志』版本に「邪馬壹国」とされている限りは、三世紀の『三國志』にも「邪馬壹国」とあったとしか考えられません。私の知る限りこの古田説に正確に反論できているものはありません。

議論の過程で、新旧の間ではいかに相手の説を否定するか競うことになり、必然的に強い対立を産むこととなります。そして、いつしか新旧の対立は感情的なものにまでなっていくこともあります。もちろん感情的な対立は好ましくありませんが、理論の対立によってこそ議論や研究が前へ進むと思います。

ただ、その際に、お互いに注意すべき事はできる限り議論をかみ合うようにすることです。それがさらなる発展に繋がると 생각합니다。

安本氏は「標本」だと決めつけて、それを前提に批判しようとされますので、最初から最後まですれ違ったままで論述が進行してしまいます。古田氏の仮説について「帰無仮説」ではないと理解した上で議論することが最も重要であると思いますが、ただ、古田説が「帰無仮説」であるかどうか重点を置いて議論するよりも、『三國志』では「邪馬壹国」か「邪馬臺国」か、国名は変化していくものではないのかなどに対

象を絞って議論すれば、大いに活発で有意義なものになると思います。

4 貴字と卑字

128ページから131ページにかけて、次のようにあります。すこし長くなりますが、古田説の理解のためには重要な部分ですので、ここに紹介します。

貴字も卑字と同居する

数理文献学的立場からの仏典研究家である後藤義乗氏は、「東アジアの古代文化」一九七九年「早春」号に、「邪馬壹国論についての疑問—貴字と卑字をめぐって—」という、この問題についての一文を発表しておられる。

その中で、後藤氏は、つぎのようなことを、論じておられる。

(1) 古田氏の議論を整理すると、“「臺」は、天子の代名詞であるから、神聖至高の貴字であり、よって「邪馬臺」なる名称は成立しがたい”となる。この古田氏の論は、「貴字と卑字は同一語内で同居せず。」という「公理」を、その基礎においていとみなせる。この「公理」の「系」として、「貴字と卑字と同居して、一つの音写語を構成しない。」がいえぬ。

(2) 古田氏は、“「臺」は天子の代名詞”とされる。とすれば、「天子」やそれと同義語の「帝」も「臺」に劣らぬ、あるいはそれ以上の貴字のはずである。

(3) 「帝」と貴字とが、音写語の中に同居する例があげられる。これは、さきの「公理」の「系」に対する反例になる。まず宋代の訳経の例に、「帝吠波吠波」があり、また「刹帝隸」「摩帝隸迦」「弥帝隸比丘尼」がある。東晋の覺賢訳のものに、「頼車魔帝・施師魔帝」がある。さらに『三国志』の陳寿と同時代のものに、「阿夷帝基耶」がある。以上のように、貴字が卑字と同居したことは明らかである。よって、古田氏が、“「邪馬臺国」なる表記は絶対に有り得ぬ”といわれた議論の根拠はくずれる。

(4) 以上の結果は、仏教系六大学の共同事業である『大正新修大蔵経索引』^{しんしゅうだいざうきんぎょ}によってえられた。それは『三国志』全六十五巻のおよそ五十五倍の量を調査したのと同じことになる。したがっ

て、たとえば、「『三国志』中にこのような貴字と卑字の同居する音写語をみないから、後藤の示す反論による議論は成立しない。」という論は、反論にならない。母集団において貴字と卑字とが同居しなくても、『三国志』中に、このような例が出現しない確率は、八十六・六パーセントだからである。

安本氏は、後藤氏が書かれた論文の内容に賛同されて、この著書『邪馬一国はなかった』に後藤氏の論文の抜粋を載せて紹介されたと思います。もし安本氏が、後藤氏のこのまったく間違いだらけの論文を適切であると理解されているとしたならば、理解不足も甚だしいと言わざるをえません。

それらの点を次に示します。

(ア) 第1点目は、後藤氏の(1)の最初に出てくる“「臺」は、天子の代名詞”との記述です。これは正確ではありません。古田氏の主張を正確に記しましょう。古田氏はくどいぐらい“「臺」は『三国志』では「天子の宮殿とその直属政庁」を意味する。”と述べているのです。天子の代名詞ではありません。正しくない記述です。

(イ) 第2点も正確でない表現です。

“神聖至高の貴字であり「邪馬臺」なる名称は成立しがたい”です。これも正確ではありません。古田氏は『三国志』版本では「邪馬壹国」であるとともに、蛮夷の国名には「天子の宮殿とその直属政庁」を意味する神聖至高の貴字「臺」の字は用いられるはずがないという主張です。対象は「邪馬壹国」という蛮夷の国名であって「邪馬臺」という単なる名称ではありません。

(ウ) 間違いの第3点は、“「貴字と卑字は同一語内で同居せず。」という「公理」を、その基礎においていとみなせる。”としたことです。これは後藤氏の勝手な思い込みです。古田氏は「貴字と卑字は同一語内で同居せず。」などとは全く主張していません。古田氏は、「臺」が蛮夷の国名に用いられるはずがないと述べられているのであって、一般名称に関して主張されているではありません。さらに、なにをもって“その基礎においていとみなせる。”と言えるのでしょうか。これは後藤氏の不適切な推測で全く正しい理解ではありません。

(エ) 第4点は、後藤氏が言う“「公理」の「系」”です。これは何のことを述べているのかわかりません。全く意味不明です。

(オ) 第5点は、“「貴字は卑字と同居して、一つの音写語を構成しない。」がいえる。”です。なぜ言えるのでしょうか。蛮夷の国名についてのが勝手に「音写語」にすり替えられてしまっています。

「音写語」とは仏教用語の音に漢字を当てはめた語であり、意味ではなく音を表しているものです。「臺」の字の意味が重要であるのに、音を表す「音写語」では全く意味をなしません。

後藤氏の(1)だけでも、これだけ問題点があるので、これでは後藤氏の論文「邪馬壹国論についての疑問」の内容は疑問だらけではないのかと思ってしまう。従って安本氏がこの後藤氏の論文をこの著書の中で紹介することについても、読者を惑わすことになり、たいへん疑問を持ちます。

さて、最後に、後藤氏の(3)に移ります。

(カ) “「帝」と卑字とが、音写語の中に同居する例がある。”として宋代の訳経の例をあげられます。これまで述べたようにこれも適切ではありません。宋代は960年以降の時代であり、三世紀にはほど遠い例だと思います。次に東晋の時代で『三国志』と同時代の例「阿夷帝基耶」を上げられたのは比較する時代としてはよいと思われませんが、(ウ)で述べたとおり、古田氏は「貴字と卑字は同一語内で同居せず。」などと全く主張していないので、あい対する事例にはなりません。しかも「音写語」という特殊な例であり、『三国志』の問題でもありません。ここまで範囲を広げないと関連する例がないことは、ピッタリ反証に値する例がないことを露呈しているかのように思えます。

いずれにしても、古田氏の説をよく理解されていないのが残念ですし、古田氏の主張をそのまま反映されていないので、結局、後藤氏の示す反論による議論は成立しないと言わざるを得ません。古田氏が主張していないこと、たとえば「貴字と卑字は同一語内で同居せず。」のような勝手な「公理」を立てて、それを基に反論しても、議論がすれ違うだけだと思います。

5 『翰苑』の「臺興」

『翰苑』の「臺興」に関して、安本氏は、『三国志』にかかわらず、現存する文献のうち、できるかぎり古い文献を重視するという立場で、141ページから145ページにかけて次のように主張されています。

より古い『三国志』からの写本は、卑弥呼宗女の名を臺興(台与)と記す

十二世紀に成立した現存版本の『三国志』『魏志倭人伝』中に「壹(壹)」とある字が、それ以前のテキストにおいては、「臺(台)」であったことを示す事例をあげる。

現在、福岡県筑紫郡太宰府町、太宰府天満宮に伝来する張楚金撰、雍公觀の『翰苑』がある(写真5参照)。平安初期九世紀に書写され、そのまま今日に伝来したものである。張楚金は、唐代の人で、高宗(六四九～六八三)につかえた人である。また、雍公觀の注は、唐の太和年間(八二七～八三五)以前の成立といわれている。さて、その『翰苑』の中に、つぎのような文章がある。

「^{ごかんじよ}後漢書に曰く、^{いわ}安帝の永初元年に、倭面上國王師^{ししよ}升至ることあり。桓靈の間、倭国大いに乱る。^{かわるがわる}更^うに相攻め伐ちて、年を歴るも主無し。一女子有り、名を卑弥呼と曰う。死して更に男王を立つ。國中服せず。相誅殺す。復た卑弥呼の宗女臺興(台与)、年十三なるを立てて王と為す。國中遂に定まる。其の国の官に、伊支馬有り。次を弥馬升と曰い、次を弥馬獲と曰い、次を奴佳鞮と曰う。」(竹内理三校訂・解説『翰苑』〔吉川弘文館刊〕による。傍線は安本。)

この『翰苑』では、正文を大きく記し、注を正文の下にして小さく記している。ここの引用文は、注の部分であるから、雍公觀の記したものである。さて、この引用文は、「後漢書」に曰く、「で始まっている。しかし、傍線の部分は、『後漢書』には、ない。『三国志』の「魏志倭人伝」にある。そのことは、原文を対照してみればすぐわかる。

すなわち、つぎのとおりである。

『翰苑』原文

「更立男王國中不服更相誅復立卑弥呼宗女臺興年十三爲王國中遂定其國官有伊支馬次日弥馬升次日弥馬獲次日奴佳鞮」

『魏志倭人伝』原文

「更立男王國中不服更相誅殺……復立卑彌呼宗女壹與年十三王國中遂定」「官有伊支馬次日彌馬次日彌馬獲支次日奴佳」

さきの引用文は、はじめ『後漢書』の文を引き、後半においては、「魏志倭人伝」の文を引いている。

そして、『翰苑』の文をよく見られよ。そこでは、現存版本の「魏志倭人伝」には「壹與(壹与)」とある卑弥呼の宗女の名が、「臺與(台与)」と記されている！

しかも、そればかりではない。雍公叡の記した注ではなく、張楚金の正文の方も、この宗女の名を、「臺與(台与)」と明記しているのである。『後漢書』には、もともと、宗女「臺與(台与)」あるいは「壹與(壹与)」の名は、一切見えない。

したがって、雍公叡の注や、張楚金の正文中の「臺與(台与)」の名が、『後漢書』から来たのではないことは、明らかである。『後漢書』によって、『三国志』の中の字が改定されたという『後漢書』主義によっては、説明がつかない。では、どこから来たか。当然、雍公叡が引用しているが如く、七世紀の張楚金や九世紀の雍公叡のそれぞれが目にした『三国志』『魏志倭人伝』から来たのである。張楚金や雍公叡には、彼らが目にした『三国志』に「壹與(壹与)」とあったものを、とくに、「臺與(台与)」と改変しなければならない理由があったとは思えない。

古田氏は、基本的な認識として、『三国志』の内容について、現存する『三国志』版本にある記述を重要視します。これに対し、安本氏は『三国志』以外の現存する古い文献の方を重要視しています。言い換えれば、古田氏は『三国志』のことは『三国志』の資料で考えましょうという考え方であるのに対し、安本氏は、できるだけ古い資料の記載で考えましょうということだと思えます。

歴史に関わる先生方には、常識だと思えますが、私は時代の変遷とともに国の隆盛・衰亡があり、その勢力範囲も、近隣国との関係も、国策もそして国名も変わっていくということを、これまでの歴史が教えてくれているように思えます。

国が永遠に形も変えず、国名も変わらないまま長らえることはあり得ません。基本的に国名についても変わっていくものだと私は思っています。『三国志』の時代から『後漢書』の時代へと時間が経過する中で、国名については、一世紀の金印では「委奴國」、五世紀の『後漢書』では「倭奴國」、七世紀の『隋書』では「倭奴國」と表現が変わっていきます。これが『旧唐書』が示すように「倭國」であり、さらに「日本国」に変わっていきます。

建武中元二年(57年) 倭奴國奉貢朝賀

(『後漢書』)

安帝時(106年～125年)、又遣使朝貢、謂之倭奴國

(『隋書』倭国伝)

倭國者、古倭奴國也

(『旧唐書』東夷伝)

そして女王が都する国名については、三世紀の「邪馬壹国」が五世紀の「邪馬臺国」に変わってきたというのが私の基本認識です。

さて、紹介した安本氏の記述は、説得力があるように思えますが、問題点も少なからずあるので指摘したいと思います。

1 『翰苑』の注は九世紀に書かれたものです。再三指摘しているように三世紀の文献ではありませんから、『三国志』の記述だけを参考にしたのではなく、当時知りうる事ができた『後漢書』などに記載された内容を踏まえて記載されていると思われま

2 安本氏は、まず最初に雍公叡の注にある「臺與」から説明を始めますが、注は、本文に書いてあることの説明書きです。ここでは本文に「臺與」と記載されているのを受けて、雍公叡は「臺與」に関連した注を記述したわけですから、注が思考の出発点ではなく本文の記載が重要です。ですから、まず、本文にある「臺與」がどこから来たのかを調べる必要があるのではないのでしょうか。安本氏が、注にある「臺與」から説明を始めることは思考の手順としては逆であるように思えます。注にある「臺與」は本文を受けたものですから、本文の「臺與」がどこからきたのかを思考のスタートにすべきです。

3 『翰苑』は七世紀の文献です。当然、それ以前に書かれた『三国志』も『後漢書』も『梁書』も『北史』についても、『翰苑』の著者張楚金

は記述内容を知っていて参考にしたことでしょう。

次に『翰苑』の倭国伝の本文を掲げます。

憑山負海 鎮馬臺以建都

分職命官 統女王而列部

卑弥娥惑翻叶群情 臺與幼齒 方諧衆望

文身點面 猶稱太伯之苗

阿輩雞弥 自表天兒之稱

因禮義而標秩 即智信以命官

邪屈伊都 傍連斯馬

中元之際 紫綬之榮

景初之辰 恭文錦之獻

「山に憑り海を負うて馬臺に鎮し、以て都を建つ。職を分か官を命じ女王に統ぜられて部に列せしむ。卑弥は妖惑して翻って群情に叶う。臺與は幼齒にして方に衆望に諧う。文身點面、猶太伯の苗と称す。阿輩雞弥、自ら天兒の称を表す。礼義に因りて標秩し、智信に即して以て官を命ず。邪に伊都に届き、傍ら斯馬に連る。中元の際紫綬の榮をく受け、景初の辰、文錦の獻を恭しくす。」

〔解説については、古田「邪馬壹国の史料批判」(前掲書)を参照〕

注の「臺與」の記述は、本文の「臺與」に起因しますから、注の「臺與」がどこから来たのかはさほど問題にはなりません。本文の「臺與」がどこから来たのかが重要です。この本文にあらわれた「臺與」は、何を参考に記述されたのでしょうか。張楚金は、七世紀半ばの当時、最新の情報であった『梁書』(7世紀初め成立)や『北史』(7世紀半ば成立)にある「臺與」を見ているはずですが、これを参考に、本文に「臺與」と記述したのではないのでしょうか。

安本氏が主張されるように三世紀の『三國志』本文に「臺與」とあったのをそのまま持ってきたという可能性もありますが、『三國志』本文に「壹與」とあったのを『梁書』などを参考に最新の情報「臺與」に置き換えたことも十分に考えられます。

4 とすれば、『翰苑』の注については、九世紀に注を書いた雍公叡が本文にある「臺與」の説明書きとして、これまで知り得た情報を総合して、おおすじは前半を『後漢書』、後半を『三國志』から引き、「壹與」については本文にある名

称の「臺與」に置き換えて「復立彌呼宗女臺與年十三王國中遂定」と記述したと考えることも可能です。

安本氏が主張するように、注の前半の『後漢書』と後半の『三國志』は、それぞれの史書からの丸写しであるという考えばかりではないように思います。

5 したがって、この安本氏の主張するように“当然『三國志』本文に「臺與」と書いてあった”とは言えないのです。当然ではありません。注を書いた雍公叡が、『三國志』に「壹與」とあったものを、「臺與」に変更したのは、本文に「臺與」とあるのを受けた結果と考える方が自然です。そして著者の張楚金が「臺與」としたのは、当時参考にすることができた最も相応しい文献の情報に置き換えようとする意志が働いているということです。

6 事実、『翰苑』の注では、『三國志』に「對海國」とあるのを『魏略』を参考にして、「對馬國」と記し、「一大國」を「一支國」と記しています。

魏略曰從帶方至倭循海岸水行歷韓國到拘耶韓國七千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑鞠副曰卑奴無良田南北市糶南度海至一支國置官同對馬

さらに『後漢書』に「倭國王帥升」とあるものが『翰苑』所引の『後漢書』には「倭面上國王帥升」とあります。後漢の師升の時代から『翰苑』が書かれた唐の時代では、倭の国の領域が異なってきたことでしょう。それで同じ後漢の同じ人物のことを記述しているのに、『翰苑』では『後漢書』本文を修正し、最新の情報に内容が書きあらためられているのです。

『後漢書』東夷伝

安帝永初元年 倭國王帥升等獻生口百六十人願請見

『翰苑』注書き

後漢書曰 安帝永初元年 有倭面上國王帥升至

このように『翰苑』の注書きは、『後漢書』の原文そのものではなく、最新の情報を加味して修正を行っていますから、安本氏が言うように原文そのものを書き写したのではありません。

注を記した張楚金は原文を当時の最新情報に修正して引用しているということが分かります。

従って、“張楚金や雍公叡には、彼らが目にした『三国志』に「壹與（壹与）」とあったものを、とくに、「臺與（台与）」と改変しなければならぬ理由があったとは思えない。”と言われる安本氏の主張は思いこみなのです。

最新の情報に修正していくという強い意志が働いていたということなのです。

いずれにしても、『翰苑』に「臺與」と書かれているのは、『三国志』本文に「壹與」と書かれていたことを証明するものではありません。『三国志』版本にはすべて「壹與」とあるからには、むしろ『三国志』本文には「壹與」とあったものが『翰苑』では「臺與」に時点修正されたと考える方が自然なのです。

以上、私は『三国志』本文には「壹與」とあったとする古田武彦氏の主張に賛同するものです。つまり『三国志』版本の「壹」は「臺」の錯誤ではない。これを再認識したいと思います。

前々号に引き続いて、林伸禧氏の「古代逸年号資料」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 古代逸年号の採集
- 3 古代逸年号採集の参考書物
- 4 古代逸年号資料
 - (1) 『群書類従』編
 - (2) 『全国神社名鑑』編
 - (3) 『全国寺院名鑑』編
 - (4) 『全日本仏教全書』編
 - (5) 『山岳宗教史研究叢書』編
 - (6) 『神道大系』編
 - (7) 『大日本地誌大系』編

古代逸年号資料(8)

瀬戸市 林 伸禧

4 古代逸年号資料

(8) 『史籍集覧』編

逸年号採集状況は、別表9-1（編纂順）・別表9-2（逸年号順）のとおりである。

『史籍集覧』*1は「正・続・改定・新訂増補」の4回発行されているが、「改定」の復刻版で採集した。また、「改定」に掲載されていない文献を「正・続」から採集した。

留意すべき事項は次のとおりである。

ア 第二冊・『愚管抄』

- ① 持統天皇条の「朱雀のこり七年大化四年〔元年乙未〕……」の「朱雀」について
天武天皇条及び国史大系本、日本古典文学本から「朱雀」は「朱鳥」の誤りとする。
- ② 『愚管抄』の年号に関しての問題点は日本古典文学大系『愚管抄』の補注巻一に記載されている。

イ 第一九冊・『皇年代私記』

- ① 持統天皇条大化三年〔元年己未、去三月癸巳……〕の己未について
 - ・己未年は659年（齊明5年）にあたる。
 - ・毛筆での字形は、「乙」と「己」が似ている。
 - ・『皇年代私記』の異本・同系統の『皇年代略記』・『皇代記』は、「乙未」である。
 - ・以上から「己未」は「乙未」の誤りとする。

ウ 第二三冊（36頁）『二中歴』

- ① 「兄弟六年 戊寅」について
正しくは「兄弟六（一）年 戊寅」と異説が記載されるべきものである。
 - ・最古写本の前田育徳会尊経閣文庫編「尊経閣善本影印集成『二中歴』」では、「兄弟六（一）年 戊寅」と異説が記載されている。
 - ・次の理由により、年号「兄弟」の使用期間は一年が正しい。

干支「戊寅」の次は「己卯」である。次に記載されている年号「藏和五年 己卯」は「兄弟2年～6年」の五年間と重複する。よって、重複年数「五年」を差し引いた「兄弟一年 戊寅」であれば、整合が取れる。

*1 『史籍集覧』は、旧岡崎藩儒学者近藤瓶城が編纂した叢書である。近藤瓶城は『群書類従』を手本として、『群書類従』に搭載されていない文献を集め刊行したが、後に『続群書類従』が刊行されたため、重複している文献がある。戦記・武将一代記等の文献が多々収集されている。

ひろば

西暦年干支の算出

名古屋市 加藤勝美

継体から大化までの合計年数は189年で、それに重複の5年を差し引くと184年となる。当該年号群の末尾一行に記載されている「已上八十四年」と合致する。

古代逸年号を掲載している『海東諸国記』等は、すべて「兄弟一年 戊寅」である。

エ 第二三冊・『簾中抄』

- ① 「朱鳥一年白鳳三年朱鳥一年」について
令泉家時雨亭叢書『簾中抄』（影印版）及び他の文献により「朱雀一年白鳳十三年朱鳥一年」とする。

オ 篇外三・『参考源平盛衰記』

- ① 「白鳳元年壬午」について
壬午年は天武十一年（682年）で、『皇代記』の白鳳十一年である。
この年号を含む文章は、壬申の乱について記載されているので、「壬午」は「壬申」の誤りとする。

カ 正・『歴代鎮西要略』一（巻第一上）

- ① 持統天皇条の「三年丙戌。改元大化。」について
 - ・持統三年は「己丑」である。その後の本文には「四年庚寅。定朝服。五年辛卯定女官。」で干支は『紀』とおりでである。
 - ・「丙戌」は天武15年で「改元朱鳥」（天武天皇条に記載されている。）である。
 - ・『二中歴』では、丙戌年が「大化元年」とされているので、他の逸年号と同様に、天武記に細字で記載すべきことが、持統紀の本文に記載されたと思われる。

キ 続第一・『峯相記』

- ① 「大化五年金堂造立」について
他の全集に収集されている『峯相記』では、次のように記載されている。
 - ・『続群書類従』28上：大化八年。
 - ・『大日本仏教全書』117冊：大化八（イ五）
但し、大化八年は『皇代記』・『二中歴』とも存在しない。
- ② 「其後數百年経て後師安元年」について
『続群書類従』・『大日本仏教全書』とも、「欽明天皇廿五年師安元年……」と記載されており、「師安元年」を564年と特定している。

1 西暦年干支の算出

古代史関係の文献にはやたら干支が登場する。甲子、乙丑、丙寅等々。そしてこれらは、甲子、乙丑、丙寅、または、甲子、乙丑、丙寅等々と読んでいる。

ここでは読み方はどうでもよい。古代から江戸時代に至るまで我が国はずっとこの干支を使って生活してきた。この干支は60種類あって、それがぐるぐる繰り返される。人生50年と言われた時代だ。甲子年に生まれたとか、丙寅年に大事件があったとか言えば、ああ、あの年のことか、と人々にはびんときたわけである。

ところが元号表記や西暦表記に慣れ親しんでしまった現代人たる私たちは逆に干支年で言われてもピンとこない。

60干支番号表

甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60

西暦1600年、関ヶ原の戦い、と言われても、その年干支が何なのか即座に答えられる人は極めて少ないに相違ない。

そこで、西暦年を目にしたら、簡単に当該年の干支が分かってありがたい。色々算式を考えたり、膨大な一覧表を携帯する人もいるようである。難しく考えるとややこしくなる。そこで、暗算でも簡単に分かるいい方法がないものか、そう思って私がやっている方法を記し、大方の参考に供しようと思う。ただし、最低限必要な知識が必要である。といっても、「甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸」の十干と、「子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥」の12支を覚えていただくだけなのだが・・・。

それも面倒な人は、広辞苑、日本史年表等々60干支表はすぐに見つけれられると思うので、一枚コピーを取って携帯すればよい。本記事にも付しておくので、利用できよう。

さて、西暦年から当該年の干支を求めるにはどうするか？

一番簡単な方法は剰余（余り）を利用することである。

- (1) 西暦年から4を引き、それを60で割って剰余を求める。たったこれだけである。出た余りに、1を足せば、それがズバリ、干支表の干支番号なのである。

算式というほどの式ではないが、整理して示すと、次のとおりである。

年干支 = (西暦年 - 4) / 60 …… 余り + 1
たとえば、本年は2010年。

$$2010 - 4 = 2006。$$

$$2006 \div 60 \dots \text{余り} 26 \text{ となる。}$$

したがって干支番号は27。ズバリ、庚寅年で、一発で寅年と分かる。

同様に、関ヶ原の戦いの1600年を求めると、余りは36。干支番号37。庚子年。日本史年表にちゃんと「庚子年」と記載されている。

では、余りはどうやって求めるか？。関数電卓が手元があれば簡単だが、暗算で簡単に分からないか。簡単である。300は60で割り切れるから300以上の西暦年は300以下の数にして計算すればよい。

1600年を例にしてやってみる。

$1600 - 4 = 1596$ 。扱う数は1596である。この数から300の倍数である1500を差し引く。 $1596 - 1500 = 96$ 。

96から60を差し引いた余りが36。こうして簡単に暗算で36が求まる。

36という余りが出ればしめたもの。干支番号は1を加えて37とただちに分かる。

以上、干支表さえ携帯していれば、当該年の干支は簡単に計算できる。

- (2) だが、常に干支表を携帯しているとは限らない。どうするか。この場合の条件は十干と12支を覚えていることである。

1600年の干支は今みたように、庚寅（こういん）で干支番号27である。が、干支表は使えないので、何番目の干支なのかに着目する。

すなわち、「庚」は7番目の干、「寅」は3番目の支である点に着目する。

この、干支番号は次のようにして求める。

$$\text{干番号} = (\text{西暦年} + 6) / 10 \dots (\text{余り} M) + 1$$

$$\text{支番号} = (\text{西暦年} + 8) / 12 \dots (\text{余り} N) + 1$$

たったこれだけでよい。これで年干支は求まる。

1600年を例に計算してみる。

A: 干番号

$1600 + 6 = 1606$ 。これを10で割れば、ただちに余りは6と分かる。これに1を加えた7が、すなわち干番号である。7番目の干は「庚」。

B: 支番号

$1600 + 8 = 1608$ 。これを12で割ってただちに暗算で余りを求めるのはちょっと厄介。そこで、300は12の倍数だから1500を差し引いて300以下の数値にしてしまう。 $1608 - 1500 = 108$ 。

3桁以下の数値なら余りは求めやすい。108付近の12の倍数は 9×12 の108であり、余りは0となる。こうして支番号は1、すなわち「子」。

むろん、108から60を引いて48という、もっと小さな数にしてから余りを求めてもよい。

以上、1600年の年干支は「庚」+「子」。

すなわち、庚子年であったことが分かる。

念のために、今年（2010年）の年干支を算出してみよう。

$M+1 = (2016 / 10 \cdots 6) + 1 = 7$ (庚)
 $N+1 = (2018 / 12 \cdots 2) + 1 = 3$ (寅)
つまり、本年は庚寅年であることが分かる。

最後に、いうまでもないことだが、旧暦は月齢を基本とする陰暦のため、簡単に月の干支や日の干支を正確に示すことは出来ない。

2 年干支から西暦年の算出

逆に年干支から西暦年を算出するにはどうしたらいいだろう。これは計算式不要なほど簡単である。干支表に60年分の連続する西暦年を書き込んでおけばいい。たとえば、2010年は庚寅年だが、これを含んだ1984年から2043年を干支表に書き込んでおくだけでいい。干支は繰り返されるので、およそ何年前の干支ということが分からないとお話にならない。

たとえば天武天皇の壬申の乱。掲載した60干支表さえ一枚携帯していれば、西暦年は即座に求まる。壬申の乱が七世紀であることさえ分かっていたら、先ず60干支表から壬申年を探す。1992年とある。ここから60の倍数さえ引けばよい。1200を差し引くと792である。さらに120を引くと672。ずばり問題の壬申の乱は西暦672年に発生したことが導かれるのである。

2月例会報告

法隆寺釈迦三尊像光背銘文の 「卍」≠「世」の確定

狭山市 奥田圭祐

法隆寺釈迦三尊像光背銘文に関する書籍は数多くある。内容に至ってはさらに無数と言える。今回のテーマはそれらの一つで、数年来囁かれている、光背銘文冒頭「法興元卍一年歳次・・」の中の「卍」と読める一文字に対するまさに「読み方」にある。一文字前を含めて、「元卍」部分を「元世」として、「法興元卍一年」が「法

興という元号の世の一年」と考える説がある。しかしこれは「法興という元号の三十一年」とするのが道理である。いわゆる邪馬台国論争ほど大げさな話にはなっていないが、小さな内容だけあって（しかし重要）、余計にはっきりさせる必要がある。

古田先生や有能な諸兄が言われるように、オリジナル（一次）資料（金石文など）やそれ準ずるもの・確実な遺物を尊重しながら、それらと矛盾することなく不明を論究していくのが（学問としての）あるべき古代史探求である。であれば、このテーマなどは初級的で、特に知識が無くても、難しい事を考えなくても、その「言い付け」にしたがって「光背銘文」をもう一度よく見てみればいいはずだ。

むしろ重要なのはここからで、現物を「ちょっと見せてくれ！」と言っても現実的ではない。インターネットを駆使しても、意外にクリアな写真や拓本がない。話が逸れるが、インターネットの内容は、著作権やプライバシーに抵触する場合は原則存在しない。資料などの写真（著作物）などにはあるかも知れないが、探すのも時間がかかる。しかし意外な処に比較的クリアな拓本の写しがあった。15年以上前の都内のデパートでの法隆寺特設（世界遺産指定記念＝1993年）展示場か何かを見に行った時に購入した絵書きがそれだった。しかも幸運だったのは、絵葉書にしては鮮明な（解像度のいい）写真だったことだ。イメージスキャナでパソコンに取り込んでも不満はない。一応すべての文字が読み取れる。この中から単純に「卍」一つと「世」三つを見つける事は容易だ（図. 1）。というより既に、一般的に解読されている内容（図. 2）は知られており、今回はそれ（図. 2）を手掛かりに、この一次資料の写し（図. 1）の4文字を吟味すればいい。

結論も同時にあまりにも単純と思われる。言うまでもないが、実際の銘文上（図. 1）の「卍」と「世」は全く別の字である。言い方が悪いことを承知で言えば、通常の視力（自分の様に近視で初期の老眼でメガネを利用していても可）があれば、予備知識など無くても、子供でも、オリジナルの文字同士が別字である事、明快だ。どのくらい前からか正確には知らないが、何

年もの間、いくつかの書籍や執筆を以って、「卅＝世」等と言う「論？」が存在した、否、存在している事に呆れるしかない。

したがって、既に認識されていた事だが、「法興元卅一年」は「法興という元号の三十一年」であり、また干支が「辛巳」である事も同時に断定して問題なしと考える。

本当に問題にすべきは、以上の様なテーマそのものではない。それは以下の通りだ。

古代史に限らず、物の研究や議論は、時に「仮説」に「仮説」を重ねてしまったり、「思い込み」に陥ったりすることがある。これらは①「勉強不足や勘違い」・②「力の入れ過ぎ」によること

であろう。自分にも心当たりが多い。しかし、中には明らかに自己矛盾があったり、資料群や事実関係に逸脱した話を展開して憚らぬ内容が少なくない。それらの原因には③「打算（保身）」・④「感情論・病的個性（意図的混乱）」等がありそうで、もはや学問とは言えない。妄想にも値しない。

今回のテーマを「テーマ」にしなくてはならなかったのは、もしかすると③・④によるのではないかと思ってしまうが、思い過ぎだろうか。古代史探求にはとにかくこれらがあるように思う。自分がそうならぬよう改めて注意しようと思う。

図. 1 (銘文中の「卅」と「世」)

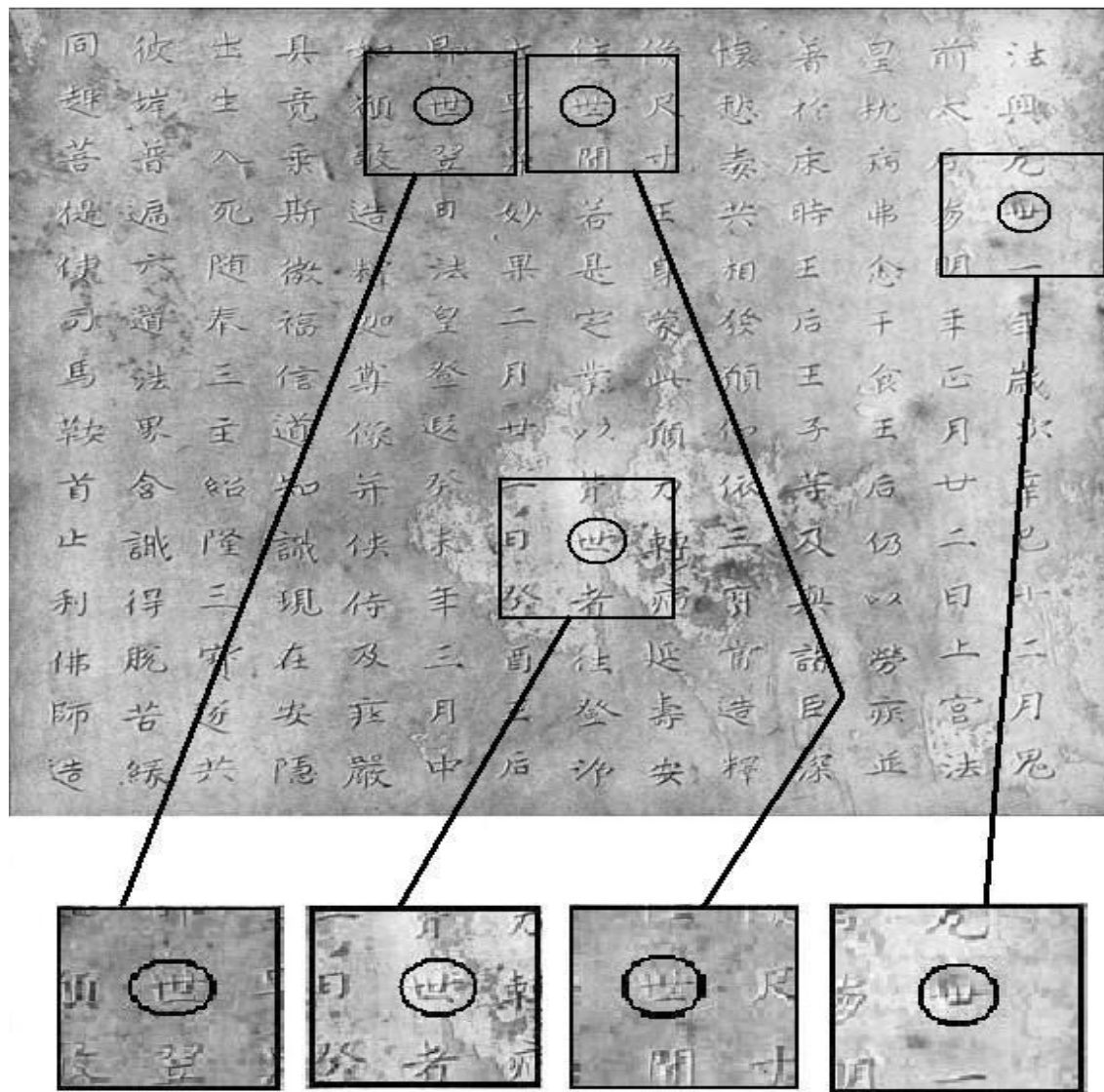


図. 2 光背銘文（書き出し）

	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
1	同	彼	出	具	如	即	土	住	像	懷	著	皇	前	法
2	趣	岸	生	竟	願	世	早	世	尺	愁	於	枕	太	興
3	菩	普	入	乘	敬	翌	昇	間	寸	毒	床	病	后	元
4	提	遍	死	斯	造	日	妙	若	王	共	時	弗	崩	世
5	使	六	隨	微	釋	法	果	是	身	相	王	腦	明	一
6	司	道	奉	福	迦	皇	二	定	蒙	發	后	干	年	年
7	馬	法	三	信	尊	登	月	業	此	願	王	食	正	歲
8	鞍	界	主	道	像	退	世	以	願	仰	子	王	月	次
9	首	含	紹	知	并	癸	一	背	力	依	等	后	世	辛
10	止	識	隆	識	俠	未	日	世	轉	三	及	仍	二	巳
11	利	得	三	現	侍	年	癸	者	病	寶	與	以	日	十
12	仏	脱	寶	在	及	三	酉	往	延	當	諸	勞	上	二
13	師	苦	遂	安	莊	月	王	登	壽	造	臣	疾	宮	月
14	造	縁	共	穩	巖	中	后	淨	安	釋	深	並	法	鬼

人麻呂とその周辺時代人の 生没年の「試考」

狭山市 奥田圭祐

古代史探求における諸説（仮説含む）は、古田先生を始め、関係する諸会のみなさんによるものだけでも多数の適切・有用・有効な存在がある。またそれ以外にも、様々な先生方や先達の書籍や資料も含め無数に存在する。特にここ数年は、古田先生の周辺では、その解明進捗はある程度の線に達したと言えそうである。

しかし、通称邪馬台国論争に象徴されるように、その時代以降8世紀初頭までの歴史は、たとえ正しくとも、説得力があろうと単発的見解がほとんどで、少なくともそれ以降の歴史の様に流れるような「連続的」「系統的」説明が困難で、またそうした試みも知る限りではあまり見聞きした事はない。

だからと言って、詳細不明な特に古い時代に対しては、勉強不足が手伝ってその構成は全く不可能と言える。それなら、7世紀はどうか？比較的多い資料や諸兄の教えを駆使すれば、僅

かでも食い込めるかも知れない。それでは如何に進めるか？歴史はその内容を人の活動で作上げる。人とそのエピソードの集合体と言える。さらに、人の生き死にもそれに関わる。7世紀であれば、少数ではあるが生没年あるいはそのどちらかがほぼないし確実に判る場合がある。この生没年という定量化できる数値をうまく利用し、その人物にまつわるエピソード（歴史上の出来事）をつなげ、関連させることで、不明な事が明快となるかも知れない。さらに、その見解が別の人物の不明だった生没年の推定へとつながる可能性もある。このような連鎖反应的な思考を何度も繰り返して、各エピソードの有機的関連をつなぎ合わせていけば、バラバラに割れた皿を復元する様に、ストーリーを構築できるかも知れない。

今回の思考をするにおいて一つ問題になる事がある。それは、自身のポリシーである「仮説に仮説を重ねてはならない」に反して、部分的にそうなる可能性が高い。とすれば、出来上がった結果はもちろん「仮説」にもならない事は承知している。だから「思考」や「考察」と言いたい、その価値もなく「試考」とした。

「試考」した細かい経緯を文字にする事は、あまりにも煩雑となり困難なため、勝手ながらそれを割愛し、おおよその流れと結論を次に示す。

「試考」の引き金は「阿每多利思北孤」である。法隆寺釈迦三尊像光背銘文の内容が彼に関するとして、これから確定的な年数が得られる。ここから、彼の嫡男で当時皇太子であろう「上塔の利【利歌彌多弗利（利＝歌彌多弗の利）】」や逆に父であろう「高良玉垂命」などを試考していく。そうすると、「図. 1」のようになり、生没を年表で表示すると「図. 2」となる。

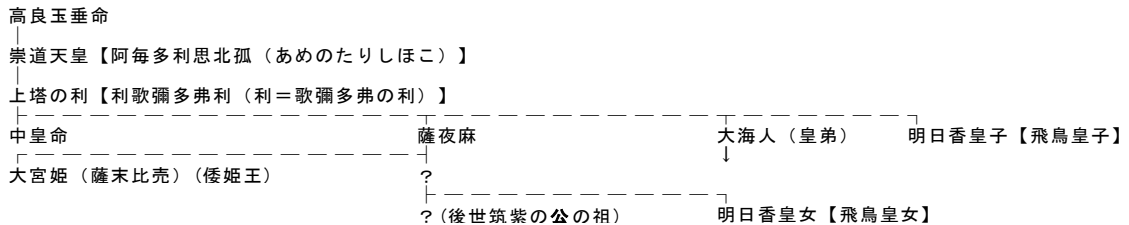
以上のようになるが、「図. 1」の様に天子一族もその生没年推定（図. 2）から系図としてのつながりも見えてくる。さらに結論の内、特筆したいのが、

- ・大海人は天子一族かも知れない。（先行する説もある）
- ・人麻呂は、630年代前半の生まれでなければつじつまが合わない。

・人麻呂が724年に死去したと理解するのは極めて困難。
 の3つである。
 最後に繰り返す。これらの「試考」は「仮説」にすらならない事は十分承知している。しかし、

何の根拠もない「妄想」や「混乱への導引」とも違う。この拙い「試考」を諸兄の優れた研究のための、何かのヒントや新たなきっかけとなれば幸せである。

図. 1



高良玉垂命

- ・ 生年不明。玉垂宮に居す。
- ・ 退位と逝去は589。

多利思北孤

- ・ 玉垂宮の子。
- ・ 即位が589とし、生まれを568辺りと想定する。
- ・ 退位と逝去は622。・・・(釈迦三尊像光背銘文)

上塔の利

- ・ 多利思北孤の子で皇太子。のち天子となった。
- ・ 即位が622とし、生まれを599辺りと想定する。
- ・ 退位と逝去は646 (命長7) か647 (命長8?・常色1)。

中皇命

- ・ 利の子で皇太子。のち天子となった。
- ・ 即位が646か647とし、生まれを625辺りと想定する。
- ・ 退位と逝去は651 (常色5) か652 (常色6?・白雉1)。・・・事故死

薩夜麻

- ・ 利の子で中皇命に継いで天子となった。
- ・ 即位が651か652とし、生まれを631辺りと想定する。
- ・ 663に唐に抑留される。
- ・ 671 (白鳳11=天智10)に帰国。・・・40歳?
- ・ この計算では、701現在では70歳?
- ・ 704に、藤原京から太宰府へ送還された? その年大長に改元。
- ・ 「開闢古事縁起」では、天智の名で、706に(数え)76歳(満75?)で崩御。
- ・ 「皇太后宮岩隠之事」では、天智の名で、706に(数え)79歳(満78?)で崩御。

大海人

- ・ 利の子。
- ・ 薩夜麻即位・前期難波宮完成652(白雉1)にヤマト総督として赴任。
「皇弟」または「皇太弟」とするのは、天智ではなく薩夜麻に対応する。
- ・ 薩夜麻の唐抑留663の翌年に、天子代行として筑紫に戻る。
- ・ 薩夜麻帰国の671の翌年に、再度ヤマトに赴任。ヤマトの主天智の子大友を滅ぼす。
- ・ 前期難波宮、倭の近江京の設立など、倭国存続に貢献したが、686(前期難波宮消失)に病死または暗殺で崩御。
- ・ 最終的に列島のまとめ役として唐の承認を得たのは彼である。
- ・ その子孫は、ヤマト王族と婚姻しながら現在の天皇家を形成。

明日香皇子 (阿蘇伽の君?)

- ・ 利の子。生まれを636辺りと想定する。
- ・ 飛鳥の宮の主となる。
- ・ 白村江前年の陸戦総大将として出兵するが討ち死に(662)。

人麻呂

- ・ 「中皇命、または薩夜麻の中宮」「中皇命事故死」のエピソードに関わっている。
- ・ これによれば、生まれを遅くとも634辺りと想定。
- ・ したがって、724(90歳)死去(戸田柿本神社伝)は極めて考えにくい。(年齢やエピソードから)
- ・ また、白村江前年の陸戦に関わった可能性がある事から、660年辺りの生まれ(通説)と云うのもほぼあり得ない。
- ・ 大宝律令を見ずに死んだ可能性が高い。
- ・ にも拘らず、「大君の遠の朝廷と・・・」であれば、701以前に倭朝の力はほとんどなかった可能性がある。
- ・ あるいは前期難波宮や藤原京は副都だったが、これらは一時的に近江京と共に700以前に首都だった可能性もある。
- ・ この段階で既に太宰府は列島の首都ではなく、しかも人麻呂は大海人を認めていなかった。
- ・ だから700以前でも「大君の遠の朝廷とあり通ふ島門を見れば神代し思ほゆ」となる。

○ 『日本書紀』(継体紀～持統紀)に於ける「始」の読み下しについて

瀬戸市 林 伸禧

前回に引き続き、日本古典文学大系『日本書紀』(岩波書店発行)の齊明紀から持統紀までの「始」を含む読み下し文を検討した。

その結果、「始」の本来の使い方、動詞としての読み下しの方が適切であると思われるものがほとんどであった。強いて、どちらでも可能と思われるものが若干見受けられた。また、誤読と思われるものが、相当数見受けられた。

○ 書籍紹介

半田市 土井真人

「書籍の紹介」と題して3冊説明しました。

1 『日本古代史図書総覧』2008年6月。

日外アソシエーツ(株)刊

日本の古代史に関する図書をテーマ別に分類網羅してあり資料探しの際に役立つと思われる。

鶴舞中央図書館に在庫、愛知県図書館にあるかは不詳と紹介しましたが、その後の調査で愛知県図書館にも在庫していると確認できました。

2 『なぜ「日本書紀」は古代史を偽装したのか』関 裕二著(じっぴコンパクト)実業之日本社刊

昨年話題になった本であり、概要として、一般には日本書紀は天武天皇のために編纂された、というのが通説ですが、これを真向から否定し、実は天智天皇と藤原氏のために藤原不比等が編纂し、時の聖武天皇の教育に用いようとした、為に7世紀を偽装しそれに伴って不都合な3世紀も偽装した、と述べている、との紹介をしました。

3 『誤読だらけの邪馬台国』張 明澄著(ジヤス・ブックス)久保書店刊

やや刊行の古い図書ですが、最初に紹介した『日本古代史図書総覧』で偶然目につき図書館にもあったので借りて読んだ感想、として説明しました。その概要は「中国人が記紀と倭人伝を読めば…」と副題がついておりますが、その割には精緻さを欠いている印象を受け、また、女王国の所在について著者自

身の見解がなく学者の説の紹介にとどまっているのも残念である。ただ、文字表記が違えばそこに込められている意味が当然違っていると主張は傾聴すべきと思った、具体的には行路記事に「到」と「至」が用いられている点についてである。例会で日本書紀の「初」、「始」検証をしていましたので気にとまった。といったところです。

最後に参加者への問い掛けとして、伊都国有明海沿岸説についてご存知の方があれば情報をいただきたいとお願いしました。

○ 法海寺と道行

知多郡阿久比町 竹内 強

愛知県知多市八幡(旧寺本庄)に法海寺という古寺がある。この寺は「寺本のおやくしさん」として地元で現在も親しまれている。天長8年(831年)の『薬王山法海寺儀軌』によれば、天智7年に天皇の勅詔によって新羅の僧「道行」によって創建されたというのである。

これを裏付けるように寺址から白鳳時代の特徴を持つ古瓦(重弧文軒平瓦、素弁蓮華文軒丸瓦)が発見されている。

しかし、問題がある『日本書紀』によれば同じ天智7年の是歳の条に

「是歳、沙門道行、草薙剣を盗みて、新羅に逃げ向く。而して中路に風雨にあひ荒迷ひて帰る」

三種の神器のひとつ草薙の剣を盗み、事もあるか外国に持ち去ろうとしたという。その「道行」が寺を創建したと云うのである。

報告は時間が無く概略を話して終わってしまったので次回詳しく再度報告する。

○ 安本美典著「古代九州王朝はなかった」を読んで その2

名古屋市 石田敬一

古田武彦氏は、『三國志』の版本では全て「邪馬壹国」であり、『後漢書』の版本では全て「邪馬臺国」であることを確認された。そして三世紀は「邪馬壹国」、五世紀は「邪馬臺国」であったと主張しているにもかかわらず、安本美典氏はこの著書『古代九州王朝はなかった』において古田氏がいつの時代においても「邪馬壹国」

が正しいと主張しているかのように古田説を曲解して批判することは間違っていると指摘した。

安本氏の間違ひとして具体的に取り上げた主な点と私の批判・主張は次のとおりであり、私は古田説は理路整然であると主張した。

- 1 627年成立の『梁書』が「邪馬臺国」となっていることを取り上げての批判は、五世紀以降の文献であり古田説の反証にはならない。
- 2 古田氏が倭の女王国に関して言及しているのに対し、安本氏は、それを他の蛮夷の国に「臺」が用いられていないという主張であると意味をすり替えており古田氏の主張を正しく理解されていない。
- 3 安本氏は、統計的手法を使った場合を持ち出しながら、古田説が成立するには蛮夷の国名に数に限りがあり統計的手法ではデータ数が不足していると自己矛盾の主張を行っている。
- 4 安本氏の仮説「^{ひとつき}一月十五日説」を統計的手法で説明する場合に安本氏のサンプリングは作為的である。
- 5 安本氏の仮説「在位年数一代十年説」を統計的手法で説明する場合にサンプリングが作為的である。
- 6 朝鮮半島の大王の在位年数が一代20年以上になり、世界的にも大王の在位年数が一代十年であるとする主張は成立しない。
- 7 安本氏は「臺」と「台」は「ト」と読めるとするが、その中古音は、それぞれdəi、t'əiで明らかに「ト」とは読めない。

編集子から

編集子体調不良のため、4月号から当分の間、編集等を次の方にお問い合わせすることとなりましたので、よろしくお願ひします。

・会報誌の編集・発行（石田敬一）

メールアドレス：mymidiindex@live.jp

Tel&Fax：052-853-3373

・本会への連絡等（竹内強会長）

メールアドレス：takeuti-0565@r5.dion.ne.jp

Tel&Fax：0569-48-0565

3月例会に参加を

日時： 3月21日（日）午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

4月例会：4月11日（日）名古屋市市政資料館
5月例会：5月23日（日）名古屋市市政資料館
例会は、4月は**第2日曜日**、5月は**第4日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願ひします。

会員募集

平成22（2010）年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特典：・例会参加料無料

（例会欠席時は、例会資料を送付）

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集（古代への碑）の配布